

令和7年8月4日

定期監査結果に基づく措置について（公表）

令和7年5月28日付けで公表した令和6年度定期監査結果に基づき、大館市長、大館市教育長から措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

【令和6年度定期監査に関する措置状況(令和7年8月4日公表)】

所管課		留意指摘事項	措置内容	(所管課) 措置通知日
市長事務部局	環境課	<p>(指定管理業務について)</p> <p>指定管理者の令和5年度実績評価が実施(定期監査時点)されていなかった。指定管理者申請要綱を踏まえ、年次報告書等による実績評価を早期に適切に実施されたい。</p>	<p>令和7年3月28日付けで、市民部環境課管理職、指定管理者の立ち会いのもと、実地検査を実施。大館市エコプラザ指定管理者制度実地検査手順及びチェックリストにより、管理体制、経理の状況、協定に基づく事業実施の進捗等を確認。概ね問題の無いことを確認した。</p>	6月12日
教育委員会	中央公民館	<p>(公民館分館の使用状況について)</p> <p>公民館分館で地区住民の利用が少ない分館については、施設の有効活用のため、地域と協議・連携し利用促進に努められたい。 また、施設の使用が年数回に留まるなど、地区住民の利用が極端に少なく、かつ老朽化が著しい施設については、費用対効果の面から、施設の在り方を検討されたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響や高齢化などにより、利用が減少している分館がある。令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられてもなお、利用率の極端に低い分館については、事業を委託しているまちづくり協議会などと協議しながら利用を促進し、施設の有効活用に努めていく。 また、老朽化し施設修繕などの維持管理費が多額となる分館については、公共施設等総合管理計画に基づき、利用者や地域住民のニーズを踏まえながら、今後のあり方を検討していく。</p>	6月16日